

# 通勤・通学者等の皆様へ

一斉帰宅の抑制や従業員向けの3日分の備蓄(水、食料等)などに努めてください。(東京都帰宅困難者対策条例)

## 災害時退避場所案内図



## 千代田区では「災害時退避場所」を指定しています。

大規模災害等が発生した場合、むやみに移動を開始せず、安全な建物内で待機してください。しかし、建物内でも危険を感じた場合や屋外にいた場合などは、最寄りの「災害時退避場所」へ退避してください。「災害時退避場所」は、災害直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するための一時的な退避場所です。災害時には、防災行政無線等により、帰宅困難者一時受入施設の開設状況や公共交通機関の運行情報など地域の情報提供を行います。

### 地震が起こったときには

- 外に出ないで建物内に留まってください  
火災や倒壊のおそれがない場合は建物内に留まってください。外に出ると、ガラスの落下などにより、かえって危険です。
- 事業所の方はあわてて帰宅しないでください  
建物が安全であれば、混乱をさけるため、まずは会社に留まってください。

### 帰宅できるようになったら

- 帰宅経路の安全を確認して帰宅してください  
発災後の混乱や救命・救助活動が落ち着き、安全に帰宅できることが確認できたら、帰宅を開始してください。その際、行政等から提供される災害関連情報に十分留意してください。

### 災害時の安否確認

- 事前に安否確認手段を確保しておいてください  
安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族と話し合っただけ連絡手段を複数確保するようにしてください。  
(例:災害用伝言ダイヤル、災害時用伝言板、SNS等)

#### 災害用伝言ダイヤル「171」

